最終更新日：2015年11月5日
株式会社クレディセゾン
代表取締役社長　林野　宏
問合せ先：03-3982-0700
証券コード：8253
http://www.saisoncard.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

□経営理念

私たちは、「サービス先端企業」として、「顧客満足主義の実践」「取引先との相互利益の尊重」「創造的革新の社風創り」の3点を共通の価値観として浸透させ競争に打ち勝ち、お客様、株主の皆様そして、すべての取引先の皆様の期待に添うようにチャレンジを続け、社会的責任を果たしてまいります。

□コーポレート・ガバナンス

当社は、革新的なサービスを創造し、継続的に企業価値を向上させることによって、株主の皆様から理解と賛同を得るという経営の基本方針を実現するためには、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化が極めて重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた様々な取り組みを実施しています。

当社では、監査役制度を採用しています。また、株主・投資家等からの信任を確保していくために、社外取締役・社外監査役の選任によるコーポレート・ガバナンスの充実を図っています。取締役会や重要会議体等において、社外取締役から経営における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることにより、業務に精通した取締役が経営効率の維持向上を図ることができます。また、監査役会は内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化しています。

取締役会は、取締役15名（うち社外取締役2名、独立役員に指定されている人数1名）で構成され、経営に関する重要事項についての業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。なお、経営環境の変化に対応した機動的な経営体制を構築するとともに、経営に対する株主の信任を得るため、取締役の任期は1年としています。

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名、独立役員に指定されている人数3名）で構成され、監査方針、その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定及び監査報告の作成などを行っています。さらに、持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上重要な取り組みと位置づけ、内部統制システムの整備やリスク管理体制の強化、コンプライアンスの徹底などにより、その実現に努めています。

内部統制システムの構築にあたっては、内部統制統括部門である経営企画部を中心に、業務の適正性・効率性を確保するための体制構築を行うことを目的として、内部統制体制の整備に関する基本方針を取締役会において決定しています。なお、財務報告に係る内部統制への対応につきましては、リスク統括部を中心として当社及び連結対象会社における内部統制整備の推進と、監査室専任者による独立したモニタリングを行っています。

リスク管理については、「リスク管理委員会」及びリスク統括部を中心として、リスク発生の予防及び顕在化による当社への影響の極小化に努めています。そのため、「リスク管理規程」「損失の危険の管理に関する規程」及び「危機管理規程」の関係者に対し定期的な社内教育・訓練を行い、リスク管理体制の維持に努めています。また、当社グループ内に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項については、経営企画部グループ戦略室を中心としてグループ各社の業務執行状況を監督するとともに、グループ各社の主管部門と情報共有を行っています。

コンプライアンス体制については、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するために、「コンプライアンス委員会」及びリスク統括部を設置しています。各部門にはコンプライアンス責任者を任命しているほか、会社自身がどのように行動するかを「行動宣言」として定めたうえで、役員や社員がどのように行動すべきかを「行動基準」として取りまとめ、それらを徹底するための冊子の配付、社内の相談窓口の周知、コンプライアンス研修の実施等、コンプライアンス体制の強化に取り組んでいます。

今後も引き続き、コーポレート・ガバナンスに関する国際的な潮流及び内部統制システムの整備に関する基本方針を踏まえて、当社に適した経営機構のあり方を検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社みずほ銀行	24,768,691	13.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,394,300	11.08
JP MORGAN CHASE BANK 385632	9,881,915	5.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,862,400	5.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,859,569	3.73
立花証券株式会社	4,989,400	2.71
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	4,888,500	2.66
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED	2,733,000	1.49
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	2,698,980	1.47
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,697,000	1.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明 更新

持株比率は自己株式(1,418,638株)を控除して計算しております(2015年9月末時点)。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

2015年3月16日開催の取締役会において、2015年6月1日を効力発生日として、上場連結子会社であるJPNホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換の効力発生日に先立ち、JPNホールディングス株式会社の普通株式は、東京証券取引所において、2015年5月27日付けで上場廃止となりました。

また、上場している持分法適用会社には株式会社セゾン情報システムズがあります。当社では、同社が内部統制システム基本方針に沿うよう、内部統制体制の推進やコンプライアンスの拡充について情報連動を行うとともに、グループ内ホットラインを設置し、グループ内における内部通報制度として運用しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上野　恭久	他の会社の出身者					○						
米澤　禮子	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野　恭久		株式会社高島屋　顧問 中国・アセアン戦略担当 タカシマヤ・シンガポールLTD.取締役会長 上海高島屋百貨有限公司　董事長 同氏は、株式会社高島屋の子会社であり、当社の持分法適用関連会社である高島屋クレジット株式会社の代表取締役を2008年より4年間務めていた経歴があります。 当社は主に同社より、同社発行カードに関するプロセシング業務を受託しております。	株式会社高島屋で長年にわたり経営者として、企業経営及び海外展開に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、小売業界の視点から当社経営に対して適時適切な助言をいただけると判断し、社外取締役に選任しております。
米澤　禮子	○	株式会社ザ・アール　会長 株式会社ローソン　社外取締役 同氏が会長を務める株式会社ザ・アール	株式会社ザ・アールの経営者として、企業経営及び人事・労務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社経営に対して適時適切

		と当社との間には、当社社員の研修業務に係る取引関係がありますが、その取引額は僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任、また独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

2014年度においては、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査役会との定期的な会議体として、会計監査方針説明、第1ー3四半期レビュー報告、会計監査報告の6 回の会議を開催し、意見交換を行っております。また、期末会計監査への立会いも1回行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村上　喜堂	他の会社の出身者													
櫻井　勝	他の会社の出身者													
笠原　智恵	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上　喜堂	○	株式会社セゾンファンデックス　社外監査役 株式会社キュービタス　社外監査役	長年にわたり財務省及び国税庁に在籍し、一般株主と利益相反の生じる立場にはなく、また、当社経営者や特定の当社利害関係者の利益に偏ることなく、会計財務に関する豊富な知識・経験を当社監査体制に活かしていただけるものと判断し、独立役員に指定いたしました。
			長年にわたり警察庁及び警視庁に在籍し、一般株主と利益相反の生じる立場にはなく、ま

櫻井　勝	○	株式会社コンチェルト　社外監査役 JPNホールディングス株式会社　社外監査役	た、当社経営者や特定の当社利害関係者の利益に偏ることなく、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をいただけるものと判断し、独立役員に指定いたしました。
笠原　智恵	○	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　パートナー	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、一般株主と利益相反の生じる立場にはなく、また、当社経営者や特定の当社利害関係者の利益に偏ることなく、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査に反映していただけるものと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与において、業績や貢献度等を勘案しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の内容　取締役の年間報酬総額　　540百万円　（うち社外取締役　8百万円）
監査役の年間報酬総額　　42百万円　（うち社外監査役　34百万円）

（注）
1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、2014年度に係る役員賞与127百万円（取締役127百万円）が含まれております。
3. 2007年6月23日開催の第57回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額750百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額150百万円以内と決議いただいております。（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません）
4. 上記の他、社外役員が、役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。
5. 2014年度期末現在の取締役人員は14名、監査役人員は4名であります。
6. 各取締役の個人別の報酬額については、各取締役の当社業績への貢献度に関して当該取締役を除く全取締役が評価した結果を踏まえ、決定する仕組みを導入いたしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役への情報伝達は、監査役補助使用人（監査室が兼任）が担当しております。取締役会の議案の中で重要と思われる議案に関しては資料の事前送付を行い、社外監査役の要望に応じて事前説明を行う等審議に必要な情報を伝達できるよう努めております。また、社外監査役より取締役会議案に関連する事項についての情報収集の依頼の際には、経営企画部、監査役補助使用人が窓口となり対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)業務執行機能

取締役会を、重要事項の意思決定と取締役の職務の執行状況の確認を行う場として実質的な議論が行われるよう運営しております。2014年度において取締役会は22回開催しております。また、業務執行における重要案件に関する諮問機関として経営会議を設置しております。経営会議は、常務取締役以上の取締役全員及び監査役2名、社外取締役2名が参加し、個別案件の審議に加えて経営全般の方向性に関する議論も活発になされております。2014年度において経営会議は6回開催しております。

(2)監査・監督機能

監査役は、各々監査役会で定められた監査方針等に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査などにより厳正な監査を実施しております。

会計監査は、2007年6月23日開催の第57回定時株主総会において、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任いたしております。

（2014年度において業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人）

梅津　知充、箕輪　恵美子 ［有限責任監査法人トーマツ］

※継続監査年数については、全員7年以内のため記載を省略しております。

法令遵守、リスク管理、情報開示の適正性及び適時性の確保等については、監査役による内部統制システム監査、監査室による業務監査を実施しております。

(3)指名、報酬決定機能

株主総会に上程する取締役の選任議案の内容等決定に関しては、全取締役の意見をヒアリングした結果を踏まえて取締役会において協議・決定しております。各取締役の個人別の報酬額は、各取締役の当社業績への貢献度に関して当該取締役を除く全取締役が評価した結果を踏まえ、決定する仕組みを導入しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在当社では、監査役制度を採用しております。また、株主・投資家等からの信任を確保していくために、社外取締役・社外監査役の選任によるコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。取締役会や重要な会議体等において、社外取締役から経営における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることにより、経営に精通した取締役が経営効率の維持向上を図ることができます。また、監査役会は、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知を法定期日より前（株主総会開催日2週間以上前）に発送するとともに、当社ウェブサイト及びTDnetに開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	2007年開催定時株主総会からインターネット（携帯電話を含む）による議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページ及び(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームで提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主や投資家の皆様に企業情報を公平でわかりやすく迅速にお伝えすることを心がけ、開示情報の充実に努めてまいります。開示にあたっては金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則等」に沿って情報開示を行っております。 また、当社をご理解いただくために有効と思われる業績結果・財務内容・戦略等の情報も積極的に開示してまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家及び証券・債券アナリストを対象とした説明会を年2回（第2四半期、第4四半期）を開催し、代表取締役より当該期間における決算概況及び経営戦略・営業進捗について説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月末時点で当社発行株式の約40%を外国人株主が保有していますので、海外在住の投資家へのIR活動として、国内外の投資家が参加するコンファレンスでの面談など、積極的かつ継続的なリレーション構築に努めております。 2015年3月と9月には東京で開催されたグローバルなインベストメント・コンファレンスに参加しております。また、電話会議やテレビ会議などを活用して海外投資家へ企業活動をご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時性と公平性を重視して最新の決算情報にすばやくアクセスできるレイアウトや掲載情報の拡充に取り組んでおります。 決算説明会における経営トップのプレゼンテーションを音声配信するなど、IR関連コンテンツを拡充し、個人投資家を含め広く投資家の皆様に企業活動をご理解いただけるよう努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室がIRを担当し、担当者を2名置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念として「サービス先端企業」を掲げ、当社ステークホルダーを、お客様、取引先、社員、株主及び社会と位置づけており、それぞれ、顧客満足を創造し、取引先との相互利益を尊重し、社員の共感を得ることによって、株主に報いるとともに、社会的責任を果たすことが経営理念の実現に不可欠であると考えております。
	当社はCSRを、「企業は社会的存在として最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけではなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、またはそれを上回る方法や内容で事業を展開していかなくてはならない」ものととらえております。 そしてこの考え方のもとに、次の3つの視点でCSRに取り組んでいます。

環境保全活動、CSR活動等の実施	(1)企業として存在し、お客様、株主、社員の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様に 利益をもたらすために果たすべき事項 (2)当社の主な事業であるクレジットカード、金融事業活動を通じて責任を果たすべき事項、 及び社会に貢献できる事項 (3)クレディセゾンにしかできない、クレディセゾンだからこそできる社会への貢献 ■(1)の視点での取り組み 企業として、健全、適切かつ迅速に、継続的な事業活動を行うことが使命であると認識しております。そのためには経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化が極めて重要です。そこで、前述の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」でご説明した取り組みを行っております。 ■(2)の視点での取り組み お客様の信用情報を預かるクレジットカード、ローン等の金融事業を営む者として、個人情報の適正な管理と、個人情報保護法の目的に沿った個人情報の有用性の尊重、そして慎重な与信と与信後の適切なフォローによる、いわゆる「多重債務者」発生の防止が最重要課題であると考えております。 一方で、クレジットカードは、本来、先に欲しい物を購入し後から支払うという、便利さだけでなく、経済活動を支える大変有意義な決済手段です。特に、電気・ガス・水道、新聞購読、高速道路(ETC)等の料金や、サインレス決済、おサイフケータイなどによるクレジット利用と、クレジットカードはますます人々の生活に浸透し、身近なものとなりました。 そうしたことから、「使いすぎ」から「多重債務者」を出さないことと、お客様の暮らしを豊かに、そして便利にし、経済の発展にいかに寄与するかということのバランスを追求してまいります。 【個人情報の適正管理】 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン・業界ルールなどを遵守するとともに、社内規程を定め、社内研修・コンプライアンス教育を実施し、(社)日本クレジット協会の資格制度である「個人情報取扱主任者」の取得を実質的に義務付けるなど、管理意識の醸成と浸透に努めております。また、専用回線の利用、アクセス権限者の制限、情報の暗号化、情報端末設置場所への入退出管理など、セキュリティの強化を図っております。 なお、個人情報の取扱いを適切に行っている事業者に対して付与されるプライバシーマークを2006年5月に取得して以降、個人情報保護水準の維持・向上に継続して取り組んでおります。 【多重債務への対応】 身近になったクレジットカードが、必要以上の利用につながる可能性があることを認識し、使い過ぎ抑制のためのきめ細かな途上与信を行うとともに、契約変更や返済額変更などの相談に応じる体制を整えております。 ■(3)の視点での取り組み 当社及びグループで働く社員、そしてそのご家族を含む何万人もの生活が当社グループの企業経営にかかっております。CSRの観点からも雇用責任の重大さを認識し、積極的に雇用問題に取り組んでおります。 また、流通系出身のクレジットカード会社として、その特長を活かした、期待を上回るきめ細かなサービスの提供や社会への貢献を目指しております。 【働きやすい環境づくり】 当社では年齢、性別を問わない雇用と処遇に努めております。現在、管理職の約半数は女性が占めており、特に全国のサービスカウンターでは、多くの女性が活躍しております。少子・高齢化を視野に入れ、女性が結婚、出産後も継続して働けるよう、満3歳までの育児休業制度の導入や職場復帰後の短時間勤務など諸制度の充実を図り、「ワーキングマザーのための仕事と育児の両立支援セミナー」等を開催するとともに、男性でも育児休業を利用できる環境を整備しております。また、高齢者の介護に対応できるような仕組みを設け、さらに、退職者の再雇用も積極的に行っております。 【環境保全・社会貢献活動】 当社では、一人ひとりのお客様がカード利用を通じて社会貢献活動に参加できる手段をご用意しております。例えば、お客様個人では参加しづらい寄付活動などをサポートするために、カード利用で獲得するポイントで寄付できるアイテムをラインナップしております。 (公社)日本ユネスコ協会連盟の世界寺子屋運動、(公財)日本盲導犬協会の盲導犬育成、(公財)日本ユニセフ協会の子どもの保護・教育支援活動への寄付など、様々な寄付可能なアイテムがあります。 また当社では、クレジットカードには再利用素材を、ご利用明細書、お客様宛ての印刷物には環境にやさしい素材を一部使用しているほか、WEB明細書の一層の促進や、書式の見直しなど、紙利用の削減も進めております。社員に対しては、「地球温暖化対策」の取り組み促進として「クールビズ」の積極推進や、オフィスの節電・紙利用の縮減、オフィ ス内ゴミのリサイクル対応分別回収の徹底を呼びかけております。 さらに、群馬県赤城山南西麓に広がる約36万坪の広大な森「赤城自然園」 (URL:http://akagishizenen.jp/)の運営を通じ、自然環境保護活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示規程を制定するとともに、情報開示委員会を設置し、監督官庁及び証券取引所のルールを遵守しつつ、正確な情報提供をステークホルダーに行えるよう、チェックを行っております。2015年3月末時点におきましては、情報開示委員会を7回開催しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、当社及び当社子会社を含む企業集団において、法令・定款に適合し、業務の適正性、効率性を確保するための体制構築を行うことを目的とし、基本方針を取締役会において決定しております。

内部統制システムの構築にあたっては、業務の適正化を維持しながら、当社の業績向上・利益の増強をもってステークホルダーの利益最大化に資するために、効率的で有効性の高いシステムの構築を目標としています。

■内部統制システム基本方針

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と精度の向上に努めることとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

イ. 取締役の職務執行にかかる情報(取締役会議事録、稟議書、決裁書等)は文書で記録し、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保存・管理するものとする。

ロ. 各取締役及び各監査役が前項の情報の閲覧を要求した場合には、速やかに当該要求に対応できる体制を整える。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

イ. リスク管理については、「リスク管理規程」及び「損失の危険の管理に関する規程」を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク統括部を中心として、リスクを総合的に管理し、リスク顕在化の抑止及びリスク顕在化による当社への影響の極小化に努める。また、対処すべきリスクが顕在化又はそのおそれがあることが明確になった場合は、「危機管理規程」に基づき、迅速な対応及び会社機能の早期回復に努める。

ロ. 前項のために、「リスク管理規程」、「損失の危険の管理に関する規程」及び「危機管理規程」の関係者に対し定期的な社内教育・訓練を行う。取締役会は定期的にこれらを点検し、是正・改善を指示することにより、リスク管理体制の維持に努める。

ハ. 大規模災害等の緊急事態発生に備え、重要業務の継続及び事業中断リスクを可能な限り低減するための対応策を講じ、有事における経営基盤の安定性確保に努める。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

イ. 取締役の業務執行が適切に行われるよう、取締役会は「取締役会規程」に基づき運営する。

ロ. 取締役は、管掌又は担当する部門の業務執行が効率的に行われるよう、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき適切に管理、監督する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

イ. 法令・定款及び「コンプライアンス規程」等の社内規程を遵守した職務執行のため、コンプライアンス委員会及びリスク統括部を中心として、定期的な社内教育を通じて社員へ諸規程及び遵守体制の周知徹底を図る。

ロ. 法令・定款及び社内規程等に違反した事例を発見した場合の通報窓口は、『コンプライアンス相談窓口』とする。コンプライアンス委員会は、通報案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告し、当該違反の早期解決を図るものとする。

ハ. 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力からの被害を防止するため、反社会的勢力に屈せず、正義をもって臨むことを当社の行動基準に明記し、すべての社員がこの行動基準を遵守するよう周知徹底を図る。また、「特殊暴力防止対策連合会」への加盟や警察等関連機関との連携により、反社会的勢力による不当要求等には総務部を中心として毅然と対応する。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社規程」及び子会社と締結する「グループ経営に関する取り決め書」に基づき、経営企画部 グループ戦略室を中心として、子会社の取締役会への出席や子会社の取締役会議事録等の関係資料やその他経営上の重要事項について遅滞なく報告を受ける。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理については、「損失の危険の管理に関する規程」、「リスク管理規程」に基づき、子会社に係る損失回避・適正化のための環境整備を経営企画部 グループ戦略室が担うとともに、リスク統括部が子会社に対して、当社のリスク管理態勢との連携を図り、リスク顕在化の抑止及びリスク顕在化による当社への影響の極小化に努める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主独立運営による事業の発展を尊重しつつ、子会社の経営上の重要事項については「関係会社規程」、「グループ経営に関する取り決め書」で事前協議事項を定め、「職務権限規程」等に基づき必要に応じて意思決定を行う。また、経営企画部 グループ戦略室が子会社の業務執行状況の監督・情報共有を行い、子会社における業務執行の効率性を確保することに努める。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社監査室が子会社の監査部門と連携し、必要に応じて監査を実施し、業務執行の適正性についてモニタリングを行う。また、法令・定款及び社内規程に違反した事例を発見した場合の通報窓口として、『グループ内ホットライン』を設置し、当該違反の早期解決に役立て、子会社の業務の適正性を確保することに努める。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)は、監査役の職務を補助する。

ロ. 前項の補助使用人の具体的な人員、職務内容については、監査役会との協議により決定する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号・第3号)

イ. 補助使用人の人事(異動・考課等)は、監査役会の同意を必要とする。

ロ. 前項の補助使用人は、内部監査業務以外の当社の業務執行にかかる職務を兼務しない。
また、当社は監査役の補助使用人に対する指揮命令権を不当に制限しない。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

1. 取締役及び社員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。

2. 取締役及び社員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、事件・事故、業務トラブル等の発生事実、及び社内監査の実施結果を職制を

通じて遅滞なく監査役会に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

1. 経営企画部 グループ戦略室は、子会社から報告を受けた取締役会議事録等の関係資料やその他経営上の重要事項について、監査役へ報告を行う。また、子会社の役員及び社員は、必要に応じて当社の監査役に報告することができる。
2. 子会社の役員及び社員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは『グループ内ホットライン』又は経営企画部　グループ戦略室に報告することができる。リスク統括部及び経営企画部 グループ戦略室は、提供された情報をコンプライアンス委員会等で的確に処理するとともに、監査役へ報告を行う。

(10)　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、前号の監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。また、前号の通報窓口への情報提供者が一切の不利益を被らないことを「コンプライアンス規程」で定めるとともに、「私たちのコンプライアンス」を通じて社員に周知徹底する。

(11)　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第6号・第7号)

イ. 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため重要な会議体に出席するとともに、必要に応じて調査・報告を求めることができる。

ロ. 監査役会は、必要に応じて代表取締役社長と意見交換を行うほか、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

ハ. 監査役会との情報共有を密にするために、経営企画部、リスク統括部及び監査室との連携を図る。

ニ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした場合には、予算管理部門である経営企画部を中心に費用の妥当性を審議・検証の上、速やかに当該費用を処理する。

■内部統制システムの整備状況

リスク統括部が中心となり、法令遵守及び業務の有効性、適正性確保に向けた社内規程の整備、教育、さらに、リスクとなりうる事象の把握、リスク低減対応、情報の全社的共有、 決裁権限の明確化等、一層の態勢強化に努めてまいります。

法令遵守、リスク管理、情報開示の適正性及び適時性の確保等は、監査役による内部統制システム監査、監査室による業務監査等の検証により実現しております。

また、内部通報制度による従業員からのリスク情報収集を実施し、不正行為の早期発見と紛争予防に役立てております。

財務報告に係る内部統制(J-SOX対応)は、「財務報告に係る内部統制管理規程」に基づき、より効率的かつ効果的な内部統制の整備・運用に努めております。

コーポレート・ガバナンスを充実させるための内部規程として(1)コンプライアンス規程、(2)危機管理規程、(3)リスク管理規程、(4)個人情報管理規程、(5)内部者取引管理規則等を定めております。これらのうち、個人情報管理については、(4)の規程を補完するものとして策定した「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を実行しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に屈せず、正義をもって臨む」ことを前述の内部統制システム基本方針及び当社の行動基準に明記し、役員及びすべての社員がこの基本方針及び行動基準を遵守するよう周知、徹底を図っています。

反社会的勢力による不当要求等には総務部を中心に対応することを定めるとともに、「特殊暴力防止対策連合会」、「暴力団追放運動推進都民センター」への加盟や、警察等関連機関との連携により、毅然と対応することとしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

